

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

平成 28 年 6 月 15 日

理事長 松山 良一

## 外国人観光案内所認定申請受付の通年化及び Web 化について

日本政府観光局(JNTO)では、平成 24 年度より、外国人観光客の受入環境整備の一環として、観光庁が策定した「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針(平成 24 年 1 月制定、平成 28 年 6 月改定)」に基づき、外国人観光案内所の認定を行っています。

このたび、同認定を Web 画面上で申請から認定まで完結できるシステムを導入し、これまで年 1 回だった申請受付を通年で行うこととしましたのでお知らせいたします。このシステム導入により、従来約 4ヶ月かかっていた申請から認定の期間を約 60 日間と大幅に短縮します。

ついては、同認定における新規申請及びカテゴリ変更の受付を平成 28 年 6 月 20 日に開始いたします。JNTO では、上記施策により、全国の外国人観光案内所のネットワーク拡大と機能向上により、外国人観光客の一層の利便向上を図ってまいります。

### 1. 認定について

平成 28 年度(6 月 20 日)からは、新規申請、カテゴリ変更、その他の変更を含む全ての申請を、JNTO の「観光案内所電子申請システム」にて Web 上で直接受付いたします。

また、次のスケジュールにより通年で受付いたします。

受付開始 (6 月 20 日～)	JNTO「観光案内所電子申請システム」受付開始 ※受付 URL <a href="https://tic.jnto.go.jp/apply/tic/">https:// tic.jnto.go.jp/apply/tic/</a> ※新規申請の場合は事前に下記の URL よりアカウント登録が必要です。 <a href="https:// tic.jnto.go.jp/apply/tic/entry_1.php">https:// tic.jnto.go.jp/apply/tic/entry_1.php</a>
認定手続 (標準 60 日間)	① 申請内容確認・審査
	② 審査経過・結果(認定承認の可否)を各案内所へ連絡
	③ 認定通知書の発行

※ JNTO による認定は、観光庁が策定した「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針(平成 24 年 1 月制定、平成 28 年 6 月改定)」に基づき、立地や機能等によりカテゴリ 1・2・3 およびパートナー施設に分けて行い、3 年毎の更新制としています。

※ 平成 27 年度まで、新規申請及びカテゴリ変更申請は、案内所の所在地を所轄する地方運輸局(沖縄については、沖縄総合事務局)へ申請書類を提出頂き、年 1 回の受付としていましたが、平成 28 年度(6 月 20 日)からは上記のように申請方法が変更となります。

※ 新規申請及びカテゴリ変更は、6 月 20 日より随時受付を開始します。なお申請から認定まで標準で約 60 日間を予定していますが、申請内容や添付資料の不備等により認定が遅れる場合があります。

### 2. 制度の詳細および公募要綱のダウンロードについては、以下 URL をご参照ください。

【認定制度シンボルマーク】

外国人観光案内所認定申請の募集について

[http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/visitor\\_support/new\\_network/index.html](http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/visitor_support/new_network/index.html)

外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針(平成 28 年 6 月改定版)

[http://www.jnto.go.jp/jpn/projects/visitor\\_support/new\\_network/pdf/nn\\_reference.pdf](http://www.jnto.go.jp/jpn/projects/visitor_support/new_network/pdf/nn_reference.pdf)



本件に関するお問い合わせ先：

インバウンド戦略部 受入対策グループ 山崎、島本、大堀、谷口

TEL : 03-3216-1901

## 【別紙】

(参考) 認定外国人観光案内所の内訳(平成28年3月末現在)

## 【カテゴリー別認定概要(抜粋)と認定数】

区分	多言語対応	サービス提供	認定数
カテゴリー3	フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐している。 その上で英語を除く2以上の言語での案内が常時可能な体制を構築している。	全国の公共交通利用や観光情報などを提供できる。	39
カテゴリー2	フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐している。 電話通訳サービス利用やボランティアスタッフの協力を得て、英語以外の言語も対応できる体制がある。	広域エリア内の公共交通利用や観光情報などを提供できる。	158
カテゴリー1	外国人観光客を積極的に受入れる意欲がある。 パートタイムで英語対応が可能なスタッフがいる。又は電話通訳サービスの利用、ボランティアスタッフの協力等により英語対応が可能な体制がある。	地域内の公共交通利用や観光情報、地図などを提供できる。	473
パートナー施設	観光案内を専業としない施設やボランティア団体等により運営される観光案内所の内、必要な基準を満たす観光案内所については、パートナー施設として設定する。		89
計			759

※平成27年度は、248箇所の外国人観光案内所を新規に認定しました。

## 【都道府県別】

北海道	40	東京都	70	滋賀県	17	香川県	7
青森県	6	神奈川県	20	京都府	30	愛媛県	12
岩手県	15	山梨県	18	大阪府	29	高知県	8
宮城県	16	新潟県	21	兵庫県	20	福岡県	22
秋田県	4	富山県	16	奈良県	12	佐賀県	9
山形県	6	石川県	19	和歌山県	10	長崎県	9
福島県	9	長野県	23	鳥取県	3	熊本県	12
茨城県	9	福井県	11	島根県	4	大分県	19
栃木県	14	岐阜県	25	岡山県	12	宮崎県	8
群馬県	8	静岡県	43	広島県	25	鹿児島県	7
埼玉県	15	愛知県	15	山口県	10	沖縄県	8
千葉県	24	三重県	14	徳島県	5	合計	759